

第 1 章

社会福祉法人の運営管理に関すること

第 1 節 社会福祉法人制度の概要

第 1 項 社会福祉法人制度

(1) 社会福祉法人の概要（法第 22 条）

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁（法人の所在地等に応じ都道府県知事又は市長等）の認可を受けて設立される法人です。平成 28 年の社会福祉法改正により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の社会福祉法人制度改革が行われました。

(参考) 社会福祉法人の所轄庁について（法第 30 条）

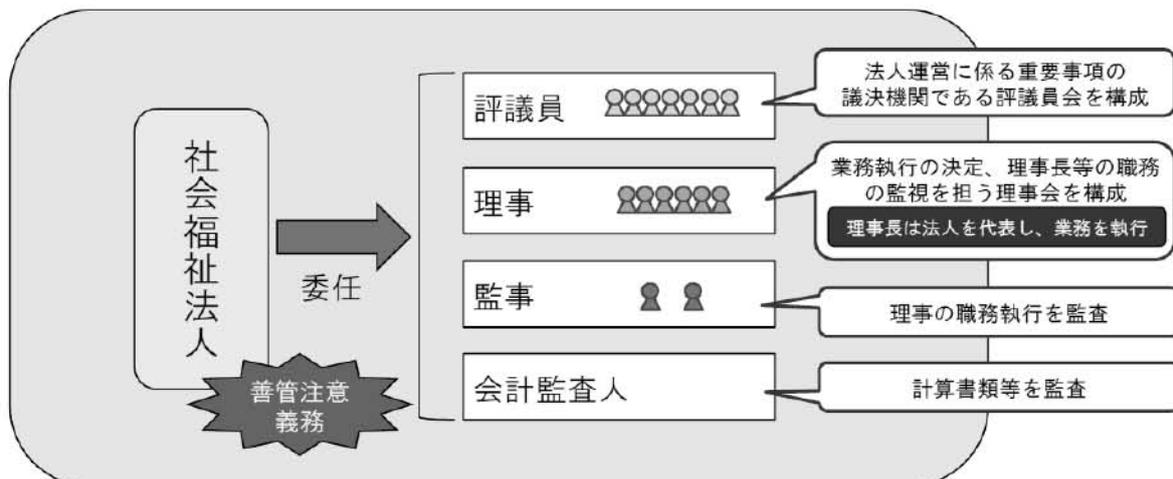
所轄庁は、主たる事務所の所在地と事業を行う区域の範囲等により決まります。

- ① 原則：法人の主たる事務所の所在地の**都道府県知事**
- ② 主たる事務所のある市の区域内のみで事業を行っているもの：**市長**
- ③ 主たる事務所が政令指定都市の区域内にある法人で、その行う事業が一の都道府県内において 2 以上の市町村の区域に及ぶもの：**政令指定都市の長**
- ④ 地区社会福祉協議会（*）：**政令指定都市の長**
*政令指定都市の「区」を単位とするもので、本市に概ね小学校区ごとに地域住民が主体となって構成された住民組織である「地区社会福祉協議会」とは異なるものです。
- ⑤ 行う事業が 2 以上の都道府県の区域にわたるものであって、全国的に事業を行うことを目的とするものその他厚生労働省令で定めるもの：**厚生労働大臣**

(2) 社会福祉法人の経営組織

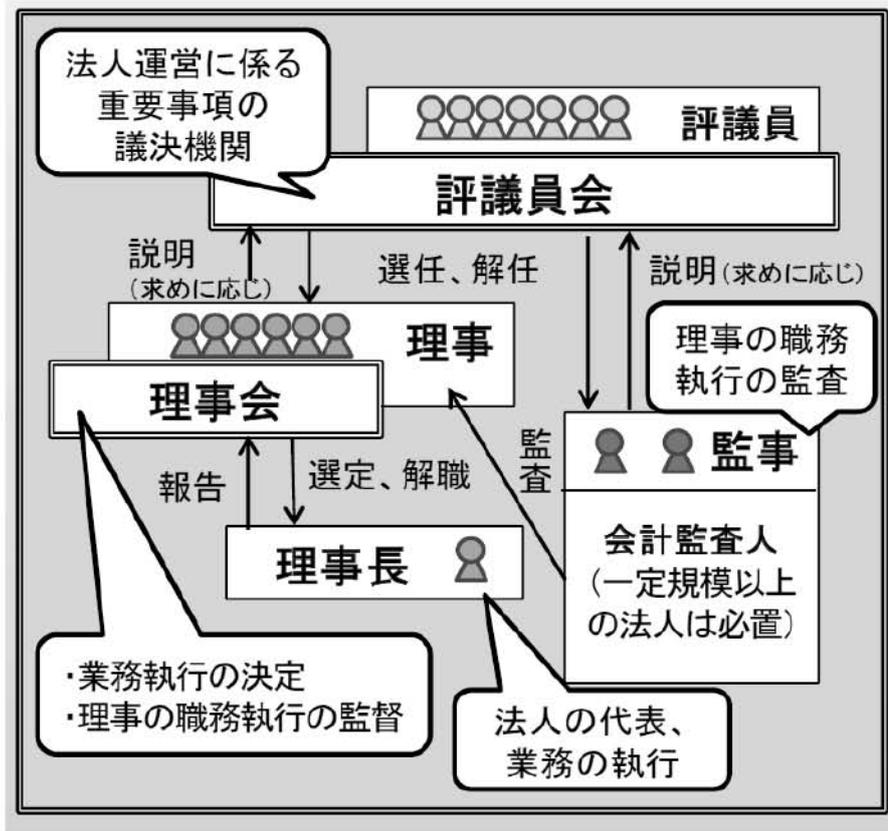
社会福祉法人の経営組織は、業務執行の決定機関である理事会、法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、理事の職務執行の監査を行う監事（一定規模以上の法人の場合、会計監査人が必置）で成り立っています。

理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係



出典：厚生労働省ホームページ

法人経営組織の各機関の関係



出典：厚生労働省ホームページ

(3) 各機関の機能・役割

評議員・評議員会、理事、監事、理事会、会計監査人等の主な機能、役割は次のとおりです。詳しくは本章第3節以下で解説します。

評議員・評議員会 (51 頁)

- 評議員会は、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関です。

【主な評議員の権限】

- ・ 評議員会の招集請求権（理事に対して行う）
- ・ 議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで）
- ・ 議案提案権（評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能）

【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務

【評議員の責任・罰則等】

- ・ 損害賠償責任、特別背任罪等

【主な評議員会の権限】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任、解任
- ・ 定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、役員報酬の決定等

理事（64頁）

- 理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担います。
- 理事長は、法人を代表して業務を執行します。
- 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、法人の業務を分担執行します。（対外的な業務執行権はありません。→理事長のみが持ちます。）

【主な理事の義務】

- ・善管注意義務、忠実義務
- ・利益相反取引の制限
- ・評議員会における説明義務
- ・監事に対する報告義務

【主な理事の責任・罰則等】

- ・法人に対する損害賠償責任
- ・第三者に対する損害賠償責任
- ・特別背任罪、贈収賄罪

監事（69頁）

- 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課されます。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負います。

【主な監事の権限】

- ・理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・計算書類等の監査
- ・事業の報告要求（理事・職員に対し）、業務・財産の状況調査
- ・理事会の招集請求
- ・理事の行為の差止め請求（法人に著しい損害が生じるおそれがあるとき）
- ・会計監査人の解任

【主な監事の義務】

- ・善管注意義務
- ・理事会への出席義務
- ・理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれがある場合、法令・定款違反又は著しく不当な事実がある場合）
- ・評議員会における説明義務

【監事の責任・罰則等】

- ・損害賠償責任、刑事罰等

理事会（74 頁）

- 理事会は、業務執行に関する意思決定機関です。

【主な理事会の権限】

- ・法人の業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
- ・理事の行う利益相反行為の承認、計算書類・事業報告の承認

会計監査人（89 頁）

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、一定規模以上の法人に設置が義務付けられており、計算関係書類及び財産目録の監査を行います。

【主な会計監査人の権限】

- ・計算関係書類及び財産目録の監査
- ・会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、職員に対し）
- ・定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

【主な会計監査人の義務】

- ・善管注意義務

【会計監査人の責任・罰則等】

- ・損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については贈収賄罪の適用あり

第 2 項 社会福祉法人が行う事業

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」です。また、社会福祉法人は、社会福祉事業の他、「公益事業」及び「収益事業」を行うことができます（法第 26 条第 1 項）。

なお、社会福祉法人は、定款に定める事業を行うために設立されたものであり、定款に記載されていない事業を行うことができません（法第 31 条第 1 項）。

※ 公益事業等については例外があります。（2）公益事業、（3）収益事業の項を参照してください。

（1）社会福祉事業（法第 2 条第 2 項、第 3 項）

社会福祉事業は、「第 1 種社会福祉事業」と「第 2 種社会福祉事業」に区分されています。

ア 第1種社会福祉事業（法第2条第2項各号）

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）が該当します。したがって、第1種社会福祉事業は、原則として国、地方公共団体又は社会福祉法人に限り経営できるとされ、経営主体に制限が設けられています（法第60条、第62条、第67条）。

法第2条（抜粋）

2 次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 五 削除
- 六 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

イ 第2種社会福祉事業（法第2条第3項各号）

第1種社会福祉事業と比較して利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）です。経営主体に制限はなく、すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能となります（法第68条の2、第69条）。ただし、福祉関係各法で認可等の別段の定めがある場合は、それによります（法第74条）。

法第2条（抜粋）

3 次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 一の二 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経

- 営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園を営する事業
- 二の三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に規定する養子縁組あっせん事業
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を営する事業
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを営する事業
- 四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを営する事業
- 五 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七 削除
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- 十一 隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
- 十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- 十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

ウ 社会福祉事業に含まれないもの（法第2条第4項各号）

下記の事業は、前述の社会福祉事業と同様の内容を実施するものであっても、社会福祉事業には含まれません。

法第2条（抜粋）

- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
- 一 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護事業(以下「更生保護事業」という。)
 - 二 実施期間が6月(前項第13号に掲げる事業にあつては、3月)を超えない事業
 - 三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
 - 四 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人(政令で定めるものにあつては、10人)に満たないもの
 - 五 前項第13号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度5百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

(2) 公益事業（法第26条第1項）

ア 公益事業とは

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業を行うことができます。公益事業は当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要です。また、社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことはできません。

※審査要領「第1 社会福祉法人の行う事業」より

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業。
なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（（3）を除く。）

(5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 8 条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

(6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業

(7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

イ 公益事業として定款に記載する必要がないもの

公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行う必要はありません（定款例第 35 条の備考一の注 3（32 頁））。このような規模が小さい公益事業の実施に当たっては、その用に供する資産につき、次項「社会福祉法人の資産」の 12 頁も参照してください。

ウ 「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」（法第 24 条第 2 項、法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号）

社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないものとされています。これを「地域における公益的な取組」といいます。

また、地域における公益的な取組のうち、後述する社会福祉充実残額を活用して行う事業であって、公益事業に該当するものを「地域公益事業」と言います。

なお、社会福祉法人が社会福祉充実残額を活用し、地域公益事業を実施する場合に、地域の福祉ニーズ等を的確に反映するとともに、社会福祉充実計画の策定に当たり、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聞かなければならないこととなっています。

※ 社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得た上で、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していくこととなります。

これら、社会福祉充実残額及び同計画の詳細については、第 2 章第 3 節「社会福祉充実残額の計算と社会福祉充実計画の承認」（164 頁）をご参照ください。

(3) 収益事業（法第 26 条第 1 項）

ア 収益事業とは

公益事業と同様に、経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業又は公益事業（政令で定めるもの等に限り。）の経営に充てることを目的とする事業（収

益事業といえます。)を行うことができます。社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業をおこなうことはできません。

その他、収益事業の要件は下記のとおりです。

※ 審査基準「第1 社会福祉法人の行う事業」「3 収益事業」より(抄)

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業(中略)の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法(中略)にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 略
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

イ 社会福祉法人が行うことができない事業等

また、次のような事業は、たとえ収益事業だとしても、社会福祉法人が行うことができない事業等とされています。

※ 審査要領「第1 社会福祉法人の行う事業」「3 収益事業」より(抄)

- (2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(中略)にいう風俗営業及び風俗関連営業
 - イ 高利な融資事業
 - ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- (3) 次のような事業は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。
 - ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
 - イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

上記(2)(3)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものとされています(審査要領第1の3の(4))。なお、同要領では「所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等、安定した収益が見込める事業が適当である」としています。

ウ 収益事業として定款に記載する必要がないもの

次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はありません(審査要項第1の3の(1))。

※ 審査要領「第1 社会福祉法人の行う事業」「3 収益事業(1)」より(抄)

- ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
- イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合

第3項 社会福祉法人の資産

「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」（法第25条）とされています。社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められています。特に、財政面において、確固とした経営基盤を有することが必要とされています。

社会福祉法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る）に区分されます。

(1) 基本財産（審査基準第2の2の(1)）

基本財産は、法人存立の基礎となるものであるため、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければなりません。

※ 基本財産の取り壊し、売却、交換、貸与等使用权の設定、その他の財産への切り替え等が、基本財産の処分に該当します。

※ 下記のように、担保に供する場合に所轄庁の承認を不要とする旨を定款で定めたものについては、所轄庁の承認が不要となります（定款例第29条）。

※ 「定款例」より

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

ア 社会福祉施設を経営する法人（審査基準第2の2の（1）のイ）

すべての施設についてその施設の用に供する不動産を基本財産としなければなりません。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有している必要があります。

イ 社会福祉施設を経営しない法人（審査基準第2の2の（1）のウ）

一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます。

ウ その他（審査基準第2の2の（1）のエ、オ、カ、キ）

「居宅介護事業等」、「共同生活援助事業等」及び「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業」の経営を目的として法人を設立する場合や、「社会福祉協議会（社会福祉施設を営むものを除く。）及び共同募金会」を行う場合については、基本財産の資産要件について特例があります。

基本財産の管理運用は、安全、確実に

基本財産（社会福祉施設を営む法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があります。次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではありません（審査基準第2の3の（1））。

- (1) 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- (2) 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- (3) 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- (4) 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

（2）基本財産以外の財産（審査基準第2の2の（2）（3）、第2の3の（2））

基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいです。また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められます。

その他財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意してください（審査基準第2の2の（2）のイ）。

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理してください。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないことになっています。

(審査基準第2の2の(3))。

(3) 不動産の借用 (審査基準第2の1の(1))

社会福祉法人は、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていることが必要とされています。これにより難しい場合は、国若しくは地方公共団体から貸与又は使用許可を受けていることが必要です。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、厚生労働省通知で個別に定める(注1)事業の用に供する不動産については、不動産の全部若しくは一部を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えありませんが、この場合には、原則として事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならなりません(注2)。

※注1 事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて設置することが認められる場合は次のとおりです(「ガイドライン」50頁より)。

- ・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日付け社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長及び老人保健福祉局長連名通知)
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日付け社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について(通知)」(平成12年9月8日付け障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)
- ・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- ・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産について」(平成16年12月13日社援発第1213003号社会・援護局長通知)
- ・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連盟通知)

※注2 国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合に、地上権等の登記を要しないとされている場合は次のとおりです(「ガイドライン」51頁より)。

- ・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）に定める要件を満たす場合
- ・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知）に定める要件を満たす場合

（４）株式の保有（審査基準第2の3の（２）、審査要領第2の（８）（１０）（１１））

社会福祉法人は、株式の保有が認められますが、法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られます。

※社会福祉法人審査要領「第2 法人の資産」の（８）より

- ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- イ 基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められません。

また、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られます。ただし、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能です。

※社会福祉法人審査基準「第2 法人の資産」の3（２）より

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③ 未公開株への抛出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

なお、保有が認められた株式であっても、社会福祉法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはなりません（審査要領第2の（10））。

また、保有が認められた株式で、全株式の20%以上を保有している社会福祉法人は、現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要（※）として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出する必要があります（同（11））。

※社会福祉法人審査要領「第2 法人の資産」（11）より

- ア 名称
- イ 事務所の所在地
- ウ 資本金等
- エ 事業内容
- オ 役員の数及び代表者の氏名

- カ 従業員の数
- キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ク 保有する理由
- ケ 当該株式等の入手日
- コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

（５）残余財産の帰属

社会福祉法人が解散したとき、定款で帰属者を定めない場合は、清算を行った後の残余財産は、国庫に帰属します。

第2節 定款

第1項 社会福祉法人の定款

(1) 定款について

社会福祉法人の定款は、法人運営を行う上で最も基本的なルールを定めたものです。

金沢市では、厚生労働省が示している「社会福祉法人定款例」（以下、「定款例」と言う。18頁）に基づいて法人の定款を作成することを推奨しています。なお、定款例の表現が、法人の実情にそぐわない場合には、実情に合わせて一部修正して定款を作成してください。なお、修正部分においても、内容が法令に違反しないよう、注意してください。

(2) 租税特別措置法の特例適用を受ける場合の定款

社会福祉法人が、租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合には、定款に必要事項を定め、国税庁長官の承認を受ける必要があります。租税特別措置法第40条の適用を受けるか否かは各法人で判断することになります。

この場合の定款例については、「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について」（平成29年3月29日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を参照してください。

※ 掲載ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000666316.pdf>



(3) 備置き及び公表

定款については、事務所への備置き（法第34条の2第1項）及び公表（法第59条の2第1項第1号）が法人に義務付けられています。なお、電子計算機による備置き等について、第7節第2項（1）（3）をご覧ください（94頁）。

(4) 定款細則について

定款例第24条備考に記載のある「定款細則等」について、社会福祉法人全国社会福祉協議会（全社協）の部門である全国社会福祉法人経営者協議会にて作成された「モデル定款細則」を例としてお示しします（35頁）。これは一つの参考例であり、各法人の定款に即した細則を作成していただくための資料です。法人の判断で法令等に反しない範囲で追加・削除・変更を行ってください。

この定款細則は、上記定款例第24条にいう理事長の専決事項を定めることのほか、第6条にいう評議員選任・解任委員会の運営、さらには評議員会、理事会の運営などについても定めています。法人の組織運営は、このような規程を整備し、それに従って運営することが望ましいです。

※ 定款細則のうち、必要最低限、理事長の専決事項のみについて規則を定めるということもできます（48頁「事務決裁規則例」参照）。

理事長の専決事項は、それを定めなければ直ちに法人の経営は成り立たなくなるものです。利用

者や職員の日常の処遇を理事会自らがすべて行うことはおよそ不可能であり、それらは適切に理事（長）に委任せざるを得ません。この委任は、原則として規程等の形で行うべきであるとされています。（ガイドライン 29 頁「3 理事への権限の委任は適切に行われているか。」の着眼点を参照してください。）そこで、当該部分だけを取り出した規則だけを制定するという方法です。

なお、定款細則を作成する際は、各法人の定款や経理規程等との整合を図るようご注意ください（※）。

※ 例えば、理事長が専決できる資金の借入の範囲について、このモデル定款細則では第 23 条第 4 号に「設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの」と示していますが、経理規程の借入に関する条文では特に性質や金額の限定をせず「理事長の承認」というにとどまっている場合があります。不整合のないよういずれかの条文を修正することが望ましいです。

第 2 項 定款の変更（法第 45 条の 36）

社会福祉法人の定款を変更する場合には、厚生労働省令で定める事項（※）以外は所轄庁の認可を受けなければならず、認可があってはじめて、その効力が生じます。

また、定款を変更するためには評議員会の決議を経る必要があることから、定款変更認可申請は当該決議後に行うこととなります。

※ 変更の内容が下記の場合は、所轄庁の認可は不要ですが、定款変更の届出が必要となります（規則第 4 条）。

- ① 事務所の所在地
- ② 資産に関する事項（基本財産の増加に限る）
- ③ 公告の方法

定款変更認可申請の流れは下記のとおりです。

- ① 変更内容について、所轄庁の担当者に事前に相談します。
- ② 理事会で、評議員会の日時・場所・議題及び議案（定款変更に関する議案）を決定し、評議員会の招集通知を発します。
- ③ 評議員会において、当該議案の特別決議を得ます。
- ④ 所轄庁に定款変更認可申請書を、必要な書類を添えて提出します。
※必要書類については、所轄庁の担当者に確認してください。
- ⑤ 所轄庁にて審査を行い、認可したときは「定款変更認可書」を交付します。
※「定款変更認可書」に記載のある認可日より、当該変更認可の効力が有効です。
- ⑥ 当該変更が登記事項（組合等登記令第 2 条第 2 項各号）に関する変更であれば、定款変更内容を認可後、2 週間以内に法務局にて登記する必要があります（組合等登記令第 3 条）。

資料1 社会福祉法人定款例(「社会福祉法人の認可について」別紙2)

<説 明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項 (直線) → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項(法第31条第1項各号に掲げる事項等) ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項 (点線) → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定(法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第181条) ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職(理事長:法第45条の13第2項第3号、業務執行理事:法第45条の16第2項第2号) ・重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号) ・多額の借財(法第45条の13第4項第2号) ・重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号) ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号) ・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備(法第45条の13第4項第5号)※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項) ・計算書類及び事業報告等の承認(法第45条の28第3項) ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除(法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項) ・その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事、会計監査人の選任(法第43条) ・理事、監事、会計監査人の解任(法第45条の4第1項及び第2項)★ ・理事、監事の報酬等の決議(理事:法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事:法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条) ・理事等の責任の免除(全ての免除:法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条(※総評議員の同意が必要)、一部の免除:第113条第1項)★ ・役員報酬等基準の承認(法第45条の35第2項) ・計算書類の承認(法第45条の30第2項) ・定款の変更(法第45条の36第1項)★ ・解散の決議(法第46条第1項第1号)★ ・合併の承認(吸収合併消滅法人:法第52条、吸収合併存続法人:法第54条の2第1項、法人新設合併:法第54条の8)★ ・社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項) ・その他定款で定めた事項 <p>★:法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項</p>

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

(1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。

(2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。

(3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

(5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(9) 共同募金事業への協力

(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施

(11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇月及び) 必要が

ある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

- (1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。
- (2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。
- (3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。
- (4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。
- (5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

- 2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員〈及び会計監査人〉の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、〈>内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員〈及び会計監査人〉の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- <2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
 - (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
 - (3) その他理事長が適当と認める者
- (運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かななければならない。
(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。
(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。
(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。
(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。
(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かななければならない。
(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。
(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地（平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三十九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

資料2 全国経営協「モデル定款細則」(解説付き)

全国社会福祉法人経営者協議会が示した定款細則の例示です。

従来から本市がお示ししている「事務決裁規則」(48頁)は、このモデル定款細則第23条の理事長専決事項を取り出して最低限の独立の規程としたものです。

全国経営協モデル定款細則	モデル定款細則解説
<p style="text-align: center;">モデル定款細則</p> <p>社会福祉法人▲▲▲▲定款細則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 本細則は、定款第●条の規定に基づき、社会福祉法人▲▲▲▲(以下、「法人」という。)の定款の施行に関する事項を定めるものである。</p> <p>第二章 評議員選任・解任委員会</p> <p>(目的)</p> <p>第二条 定款第●条に規定する評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)は、本章に定めるところにより設置、運営等を行う。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第三条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解</p>	<p>☆ 本細則例は、全国経営協モデル定款Ⅰの定め に即して制度・政策委員会社会福祉法人制度改革特命チームにおいて作成したものであり、このとおりに規定しなければならないものではありません。</p> <p>☆ 各法人が定める定款の規定に即した細則を作成していただくための参考資料としてお示しするものであることに十分ご注意ください。</p> <p>☆ 本細則例における「定款第●条」の条数は、法人の定款にあわせて記載してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <p>◆ 解説 ※ 参照条文等 ☆ 特記事項等</p> <p>留意事項 厚生労働省 事務連絡/28.11.11 改訂</p> <p>Q&A 厚生労働省 事務連絡/28.11.11 改訂</p> </div> <p>◆ 第一条で、定款第●条の規定に基づく細則であることを明らかにします。</p> <p>☆ これまでに、法人として「評議員選任・解任委員会運営規則」を制定していない場合、全国経営協「評議員選任・解任委員会運営規則(例)」を一部改編して定款細則に盛り込むことも可能です。</p> <p>☆ すでに独立した規則として制定している場合には個別の規定としても差し支えありません。</p> <p>◆ 自法人の定款で評議員選任・解任委員会を定めている条項(数)を明記します。</p>

<p>任を行う。</p> <p>(委員会の構成等)</p> <p>第四条 委員会の評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）は、監事●名、職員●名、外部委員●名の合計●名とし、理事会が選任する。</p> <p>2 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。</p> <p>(1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人</p> <p>(2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第五条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。</p> <p>(委員の解任)</p> <p>第六条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>(報酬)</p> <p>第七条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。</p> <p>2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。</p> <p>3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定款の定めに基づいて規定します。 ◆ 法令上、外部委員の要件は定められていません。 ◆ 法人関係者でない中立的な立場にあることをより明確にするために、モデルのような記載が考えられますが、各法人の実態に即して判断してください。 ☆ 法人の判断により、例えば「職員委員は、法人事務局長の職にある者をもってあてる。」と定めることも可能です。 ◆ 理事や評議員の任期を参考に委員の任期を定めます。例では評議員の任期を参考にしています。 ◆ 無報酬とすることも可能です。その場合、例えば、「委員の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。」と定めます。
---	--

(招集)

第八条 委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。

(招集通知)

第九条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

(議長)

第一〇条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第一一条 評議員の選任は、次の各号の手続を行うものとする。

- (1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。
- (2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

(評議員の解任)

第十二条 評議員の解任は、次の各号の手続を行うものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解

- ◆ モデルでは、議長をその都度互選することを想定しています。あらかじめ、委員会の委員長を互選で置き、委員長が議長を務めるものと規定することも可能です。
- ◆ その場合、例えば、「委員会の委員長は、委員の互選とする。前項の委員長は、委員会の議長となる。」と定めます。

任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第一三条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の●名以上が出席し、かつ、外部委員の●名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第一四条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 議事録は、委員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かななければならない。

(事務)

第一五条 委員会の庶務的事項は法人の事務局において行う。

(補則)

第一六条 本章に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第三章 評議員会

(役員等の出席)

第一七条 理事及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

2 会計監査人は、法令の定めるところにより、定

◆ 少なくとも 1 名以上の外部委員の出席及び賛成の条件を定めなければなりません。

☆ 法人で別途、評議員会の運営にかかる規則等を定めている場合には、定款細則に詳細を規定する必要はありません。

◆ 法人として、役員等の評議員会への出席について規定します。

◆ 理事、監事には、評議員会への出席義務はありませんが、説明義務（社会福祉法第四十五条の一〇）がありますので評議員会ではその体制を確保することが求められます。

◆ 会計監査人設置法人にあっては、「会計監査

<p>時評議員会に出席することができる。</p> <p>3 法人の職員及び業務を委託している弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。</p> <p>4 評議員会は、必要に応じ、前3項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第一八条 評議員会に議長をおく。</p> <p>2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。</p> <p>(理事等の報告・説明)</p> <p>第一九条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めものとする。</p> <p>2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第一七条第3項に定める者に説明させることができる。</p> <p>3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。</p> <p>4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。</p> <p>5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。</p> <p>(1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。</p> <p>ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合</p> <p>イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合</p> <p>(2) 評議員が説明を求めた事項について説明する</p>	<p>人は、法令の定めるところにより、定時評議員会に出席することができる。」等の定めを追加します。</p> <p>◆ 第3項、第4項については、必要に応じて法人の判断で要否を含めて検討してください。</p> <p>◆ 議長を置く場合、その選任方法は任意ですが、定款に規定がない場合には、定款細則等に定めておきます。(Q&A問29-2)</p> <p>※ 留意事項第2章(6)評議員会の運営</p> <p>◆ 評議員の議題・議案の提案権を踏まえた規定としています。</p> <p>※ 社会福祉法第四十五条の一〇</p> <p>※ 社会福祉法施行規則第二条の一四</p>
--	---

<p>ことにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合</p> <p>(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合</p> <p>(4) 第一号から第三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合</p> <p>(招集)</p> <p>第二〇条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 評議員会の日時及び場所</p> <p>(2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項</p> <p>(3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨。）</p> <p>2 評議員会の招集通知は、評議員会の日の一週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。</p> <p>3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第二一条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p>2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。</p> <p>3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。</p> <p>4 次の決議は、議決に加わることができる評議員</p>	<p>◆ 評議員会の招集にあたって、理事会で決議する必要のある事項を規定します。</p> <p>※ 社会福祉法第四五条の九第一〇項で準用する一般法人法第一八一条</p> <p>※ 社会福祉法施行規則第二条の一二</p> <p>◆ 定款で期間を短縮している場合には、その期間を記載します。</p> <p>◆ 通知は、電磁的方法によっても可能ですが、その場合には各評議員の承諾が必要になります。 （社会福祉法第四五条の九第一〇項で準用する一般法人法第一八二条第二項）</p> <p>◆ 第一八条（役員等の出席）に即して規定します。</p> <p>※ 社会福祉法第四五条の九第一〇項で準用する一般法人法第一八三条</p> <p>※ 社会福祉法第四五条の九第六項</p> <p>◆ 挙手に限らず、各評議員の賛否を明らかにし得る方法を法人として定めます。</p> <p>◆ 議長の議決権は、可否同数のときの決定権として行使されることになります。可否同数のときより前の議決はできないことに留意します。</p>
---	--

<p>の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>(3) 役員の一部免除</p> <p>(4) 法人の解散</p> <p>(5) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）</p> <p>5 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。</p> <p>6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>（議事録）</p> <p>第二二条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。</p> <p>2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。</p> <p>(1) 通常の評議員会の事項</p> <p>① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき</p> <p>ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及</p>	<p>※ 社会福祉法第四五条の九第七項</p> <p>※ 定款に、理事会の決議による一部免除を定めている場合には、不要。</p> <p>※ 社会福祉法第四五条の二の二第四項で準用する一般法人法第一一二条</p> <p>◆ 会計監査人についても同様に定めることができます。</p> <p>※ 社会福祉法第四五条の一一、社会福祉法施行規則第二条の一五</p> <p>◆ 電磁的記録をもって作成することも可能ですがその場合には電子署名が必要になります。</p> <p>◆ 「出席の方法」には、テレビ会議や電話会議といった方法が考えられます。</p>
---	---

びその理由を述べたとき

ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称

⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした者の氏名

③ 評議員会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 評議員会への報告の省略の場合の事項

① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

② 評議員会への報告があったものとみなされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名（記名押印）をしなければならない。

4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。

5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第四章 役員及び職員

（理事長専決事項）

第二三条 定款第●条に規定する日常の業務として

◆ 法人の定款に即して規定します。
（参考：Q&A 問25）

◆ 必要に応じて、従たる事務所への備え置きについて別途、規定します。

理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 職員の任免（第二五条に定める職員を除く）
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受入れに関する決定
ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。

(監事)

第二四条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

◆ モデルでは、定款例第二四条（備考）に例示されている「日常の業務として理事会が定めるもの」を列挙していますが、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないとされています。

◆ 監事には、評議員会への出席義務はありませんが、説明義務（社会福祉法第四五条の一〇）がありますのでその体制を確保することが求められます。

<p>(施設長等)</p> <p>第二五条 定款第●条第●項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。</p> <p>(1) 施設長</p> <p>(2) 法人本部事務局長</p> <p>(3)</p> <p>第五章 理事会</p> <p>(出席者)</p> <p>第二六条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。</p> <p>2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第二七条 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。</p> <p>(招集)</p> <p>第二八条 理事会の招集には、理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項にかかわらず、理事及び監事的全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第二九条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p>2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第一七条との整合に留意してください。 ◆ 理事会が理事に委任することができない重要な役割を担う職員の範囲を規定します。 ☆ 法人で別途、理事会の運営にかかる規則等を定めている場合には、定款細則に詳細を規定する必要はありません。 ☆ 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられていますが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていればその理事会は有効です。 ◆ モデルでは、議長をその都度互選により選任することを想定していますが、「理事長をもつてあてる」とすることも可能です。 ◆ 定款で期間を短縮している場合には、その期間を記載します。 ◆ 通知の方法は、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えないとされ、また、議題の通知も不要です。 ※ 社会福祉法第四五条の一四第九項で準用する一般法人法第九四条第二項 ※ 社会福祉法第四五条の一四第四項 ◆ 挙手に限らず、各理事の賛否を明らかにし得る方法を法人として定めます。
--	--

<p>た上で決議があったものとするができる。</p> <p>3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。</p> <p>4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 基本財産の処分</p> <p>(2) 事業計画及び収支予算</p> <p>(3) 新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項</p> <p>(5) 保有する株式に係る議決権の行使</p> <p>5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略できない。</p> <p>（議事録）</p> <p>第三〇条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。</p> <p>2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。</p> <p>(1) 通常の理事会の事項</p> <p>① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該</p>	<p>◆ 議長の議決権は、可否同数のときの決定権として行使されることとなります。可否同数のときより前の議決はできないことに留意します。</p> <p>☆ 左記の例示のほか、定款に、理事会の決議による役員等の責任の一部免除を定めている場合、法人の判断で必要な規定等を設けることができます。</p> <p>※ 社会福祉法第四五条の一四第九項で準用する一般法人法第九六条</p> <p>※ 社会福祉法第四五条の一四第九項で準用する一般法人法第九八条</p> <p>◆ 業務執行理事をおいている法人では、左記のように規定します。業務執行理事を置かない法人は、理事長のみを規定します。</p> <p>☆ 報告の具体的な内容は定められていないので、法人として「職務の執行状況の報告」に付す内容等を特定して細則に定めることも検討します。</p> <p>※ 社会福祉法第四五条の一四第六項、社会福祉法施行規則第二条の一七</p> <p>◆ 電磁的記録をもって作成することも可能ですがその場合には電子署名が必要となります。</p> <p>◆ 「出席の方法」には、テレビ会議や電話会議</p>
--	--

<p>当するときは、その旨</p> <p>ア 理事の請求を受けて招集されたもの</p> <p>イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの</p> <p>ウ 監事の請求を受けて招集されたもの</p> <p>エ 監事が招集したもの</p> <p>③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告</p> <p>イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告</p> <p>ウ 理事会で述べられた監事の意見</p> <p>⑥ 理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名</p> <p>⑦ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>(2) 理事会の決議の省略の場合の事項</p> <p>① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>② ①の事項の提案をした理事の氏名</p> <p>③ 理事会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>(3) 理事会への報告の省略の場合の事項</p> <p>① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容</p> <p>② 理事会への報告を要しないものとされた日</p> <p>③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>3 議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。</p> <p>4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名（記名押印）する。</p>	<p>といった方法が考えられます。</p> <p>※ 法人の定款に即して規定します。</p> <p>※ 第3項の定めがある場合にあっては、理事会</p>
--	--

<p>5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。</p> <p>6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から 10 年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>第〇章 雑則</p> <p>(規程等の制定)</p> <p>第〇条 定款並びに定款細則のほか、法人が定める規程等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 経理規程及び同細則</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(改廃)</p> <p>第三一条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。</p> <p>附則</p> <p>1. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2. 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日法律第 21 号)附則第 9 条の規定により行う評議員の選任は、本細則第 2 章(第 5 条を除く)の例により行う。</p>	<p>の議事録については、出席理事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果(第 5 項)に配慮した取扱いを規定します。</p> <p>(参考: Q&A 問 25)</p> <p>※ 社会福祉法第四五条の一四第八項</p> <p>◆ 議事録等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録 ・ 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をし、当該提案につき理事の全員が同意の意思表示を記載、記録した書面若しくは電磁的記録 <p>◆ 必要に応じて、従たる事務所への備え置きについて別途、規定します。</p> <p>☆ 法人の判断で必要に応じて規定を設けることも可能です。</p> <p>◆ 定款細則の制定及び改廃は、理事会の決議によって行うことを規定します。</p> <p>◆ このように定めることによって、評議員選任・解任委員の任期を評議員の任期に合わせることができます。</p> <p>☆ 評議員選任・解任委員の任期は、法人が任意で設定することが可能です。</p>
--	--

資料3 事務決裁規則（例）

定款例第24条にいう理事長専決事項を定めた規則例です。

加えて、昨今の法人組織の多様化に対応するため、理事長と業務執行理事との分担執行に関する定め（定款例第17条第2項参照）と、理事長から契約担当者への委任に関する定め（小規模経理規程例第71条参照）も、本例では盛り込みました。

35頁に収録した全国社会福祉法人経営者協議会のモデル定款細則第23条には理事長の専決事項が定められていますので、それに従った定款細則を制定した場合は、重複して本例による規則を制定する必要はありません。ただし、第3条（業務執行理事の分担執行）の内容についてはモデル定款細則に定めがないので、別に理事会で決議する必要がありますからご注意ください。

また、第4条（契約担当者への委任）の内容についてもモデル定款細則には定めがないため、別途、経理規程やその細則などで規定したり、辞令で委任範囲を明確にするなどの措置をとってください。

社会福祉法人〇〇会 事務決裁規則

（趣旨）

第1条 この規則は、定款第24条に規定する理事長が専決できる事項（以下「専決事項」という。）について必要な事項を定め、併せて専決事項のうち定款第17条に規定する業務執行理事が分担執行する範囲及び経理規程第71条に規定する契約担当者に委任することができる範囲について必要な事項を定めるものとする。

（専決事項）

第2条 理事長の専決事項は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、法人運営に重大な影響があるものは理事会において決議し、また社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項各号に該当する取引は、理事会の承認を受けるものとする（注②）。

(1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関する事項

ア 保育士、相談員、看護師など直接処遇職員並びに調理員、事務員の任免・昇格等

イ 統括会計責任者、会計責任者、契約担当者、出納職員、予算管理責任者及び固定資産管理責任者の任免

(2) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関する事項

(3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本法人に有利であると認められ又はその他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

(4) 設備資金の借入れにかかる契約であって予算の範囲内のもの

(5) 工事請負や物品納入等の契約のうち軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料の購入 契約額（月額） 50万円以下

- | | | | | |
|---|---|--------------|----------|---------|
| イ | 〃 | 消耗品等の購入 | 1回あたり契約額 | 30万円以下 |
| ウ | | 施設設備の保守管理契約 | 〃 | 100万円以下 |
| エ | | 施設物品の修繕等 | 〃 | 100万円以下 |
| オ | | 緊急を要する物品の購入等 | 〃 | 160万円以下 |
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事項
- | | | | | |
|---|--|--------------------------|---------|---------|
| ア | | 基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出 | 取得時等の金額 | 100万円以下 |
| イ | | 基本財産以外の固定資産の処分 | 取得時等の金額 | 100万円以下 |
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄に関する事項
- | | | | | |
|---|--|-----------------------------|---------|---------|
| ア | | 損傷その他の理由により不要となった物品の売却又は廃棄 | 取得時等の金額 | 100万円以下 |
| イ | | 修理しても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄 | 取得時等の金額 | 100万円以下 |
- (8) 予算上の予備費の支出、流用に関する事項
(9) 入所者及び利用者の日常の処遇に関する事項
(10) 入所者の預り金の日常の管理に関する事項
(11) 寄附金の受入れに関する事項。ただし、寄附金の募集に関することは専決できない。

(業務執行理事の分担執行)

第3条 専決事項のうち、下記の内容は業務執行理事が分担執行するものとする。この場合、当該専決事項は、理事長が決裁せず業務執行理事が決裁する。

一 ○○拠点区分を分担する業務執行理事

前条第二号に関する こと	○○拠点区分の事務の全部	1か月ごとに報告 (注③)
前条第五号○、○及び ○に関する こと	○○拠点区分の事務のうち、1回の 契約額が30万円以下のもの	1か月ごとに報告
前条第六号に関する こと	○○拠点区分の事務のうち、取得時 等の金額が50万円以下のもの	直ちに報告
前条第七号に関する こと	○○拠点区分の事務のうち、取得時 等の金額が50万円以下のもの	1か月ごとに報告
前条第九号及び第十 号に関する こと	○○拠点区分の事務の全部	1か月ごとに報告

二 △△拠点区分を分担する業務執行理事

— (表の例、略) —

- 業務執行理事は、分担執行する専決事項について決裁したときは、前項の表に従って理事長に報告しなければならない。ただし重要なものは直ちに報告しなければならない。
- 業務執行理事は分担する拠点につき、特に辞令を用いることなく、経理規程第8条第1項に定める会計責任者及び同規程第71条第1項に定める契約担当者に任じられるものとし、同

条第2項にいう委任の範囲は、前項の各表に定めるものであるものとする。

(契約担当者への委任)

第4条 理事長は、専決事項を下記の範囲内で、拠点区分【或いはサービス区分】ごとに辞令を用いて任命する契約担当者に委任することができる。

前条第五号○、○及び○に関すること	担当する拠点区分で、1回の契約額が○万円以下のもの	1か月ごとに報告 (注④)
前条第六号に関すること	担当する拠点区分で、取得時等の金額が○万円以下のもの	直ちに報告
前条第七号に関すること	担当する拠点区分で、取得時等の金額が○万円以下のもの	1か月ごとに報告

2 契約担当者は、専決事項について決裁したときは、前項の表に従って理事長に報告しなければならない。ただし重要なものは直ちに報告しなければならない。

(理事会への報告)

第5条 理事長及び業務執行理事は、専決事項の執行について、直近の理事会に報告しなければならない。ただし定款第17条第3項に定める期間を過ぎることはできない。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

(注)① 法人で定めた事務決裁規則第2条において「いずれの場合においても理事長個人が特別の利害関係を有する時は、理事会において選任する他の理事が決裁する。」と規定している場合は、削除等の措置を講じてください(67頁を参照)。

② 理事会の承認が必要な取引については、本章67頁及び第2章159頁を参照してください。

③ 金額や区分は例示です。法人の規模や事業種別等に応じて、適切に定めてください。

④ 報告の周期は例示です。法人の実情に応じて、適切に定めてください。

第3節 評議員・評議員会

第1項 評議員

(1) 資格（法第39条）

評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、選任する必要があります。法人において、この識見者として適正な手続きにより選任されている限り、以下の(2)～(4)に掲げるものの他、特段の制限はありません。

なお、法人は評議員選任・解任委員会の議事録等により、同識見者として適正な手続きにより評議員に選任したことを説明できるようにする必要があります。

(国FAQ要約) 評議員の資格等について

- ①当該法人の職員であった者は評議員となることは可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当である。
- ②法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、当該法人の経営について理解している地域住民が評議員となることは可能である。
- ③評議員に居住地等の地域による制限はない。

(2) 欠格事由（法第40条第1項、規則第2条の6の2、審査基準第3の1の(6)）

次に掲げる者は評議員となることができません。

- ・法人
- ・精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ・暴力団員等の反社会的勢力の者

(国FAQ要約) 欠格事由にいう「精神の機能の障害」等について

(問) 「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」かどうかについてはどのように確認すればよいか。

(答) 誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。

(3) 兼職禁止 (法第 40 条第 2 項)

評議員は自らが評議員を務める法人の役員 (理事及び監事)、会計監査人又は当該法人の職員を兼ねることはできません。

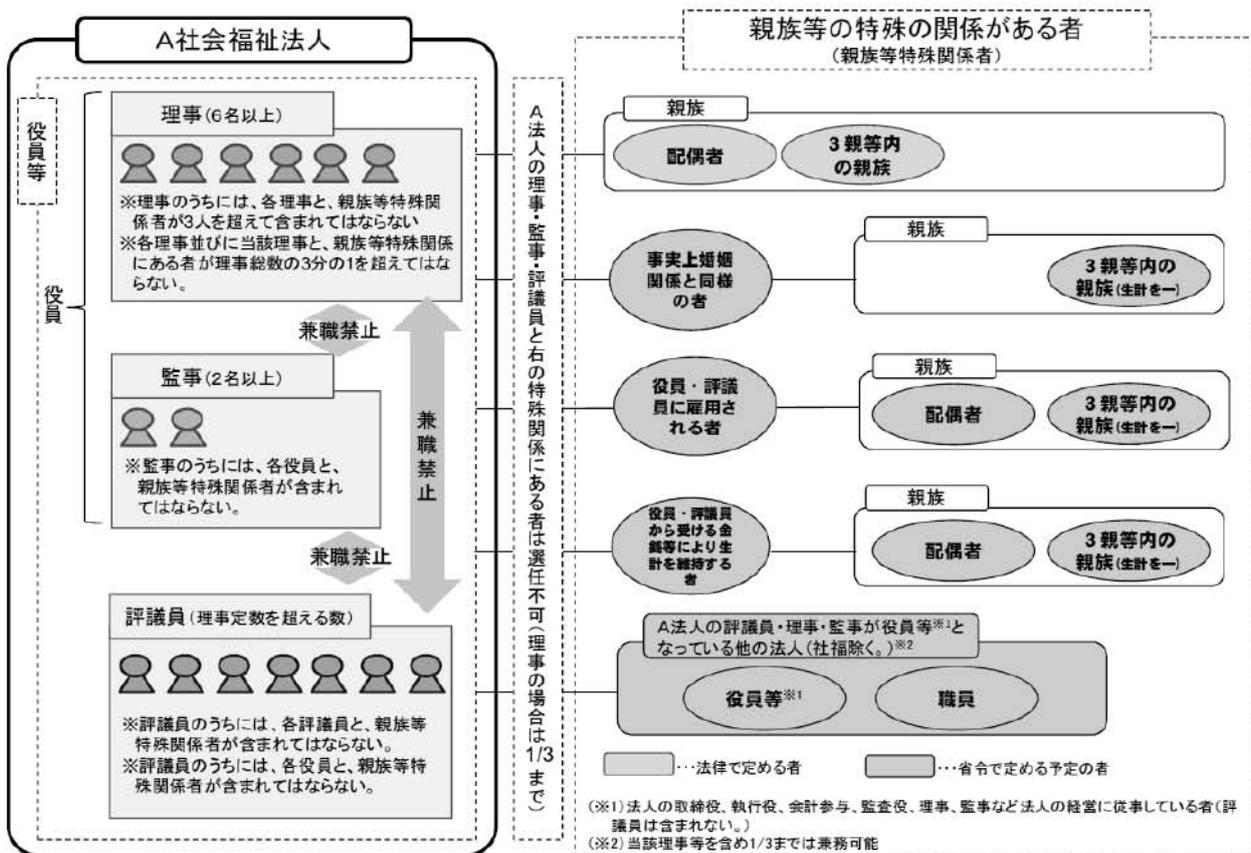
(4) 特殊関係者の制限 (法第 40 条第 4 項及び第 5 項、規則第 2 条の 7)

評議員には、評議員間及び評議員と各役員について、次のいずれかの親族等特殊の関係にある者が含まれてはいけません。

- ア 配偶者
- イ 三親等以内の親族
- ウ その他特殊の関係がある者
 - ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該評議員又は役員に雇用されている者

(次ページに続く)

親族等特殊関係者とは



出典：厚生労働省ホームページ

- ③ ①及び②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は評議員役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②及び③の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該評議員が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する社員を含む。）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する社員を含む。）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人（当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人）の役員又は職員
- ⑨ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

（国FAQ要約）評議員に選任できない者の事例

①顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士について

- ・例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任できない。
- ・一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合は、評議員に選任することは可能である。

②会計監査人を置かない法人における、財務会計に係る態勢整備状況の点検等を支援する専門家の評議員の選任について、その支援の内容が助言にとどまる場合は可能だが、業務執行に当たる場合には選任できない。

③当該社会福祉法人の会計監査人は「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任できない。

④非常勤の医師は雇用関係がある限りは職員であり、評議員に選任できない。

⑤嘱託医については法人から委嘱を受けて診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから評議員になることは可能である。

親族等特殊関係者（（４）ウ⑦（53頁））について

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)
1. 人数に制限なく兼務可能である。

問 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)
1. 可能である。ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)
1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)

(図2)

(参考)

出典：厚生労働省ホームページ

(5) 員数（法第40条第3項）

評議員の現在数は、定款で定めた理事の員数を超え、かつ在任する理事の員数を超える数であることが必要です。

(6) 任期（法第41条）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款によって、その任期を選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで延長できます。

また、評議員の補欠として選任された評議員の任期を、任期満了前に退任した評議員の残りの任期が満了する時までとすることも、定款の定めにより可能です。

任期の起算点である「選任日」と、就任承諾による「就任日」については、57頁の国FAQ要約、及び80頁の国の留意事項をご覧ください。

(7) 選任（法第31条第5項、法第39条）

定款の規定に基づき選任する必要があります。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、解任するという定款の定めは無効です。

なお、社会福祉法人定款例では、「評議員選任・解任委員会」を設けて評議員を選任することとしていますが、評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能です。

（国FAQ要約） 評議員選任・解任委員会について

①評議員選任・解任委員会を置く場合は、評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。

②評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

③評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会が決定し、理事が行うことが適当である。 →資料6 開催通知例

④評議員選任・解任委員会について、適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。

この場合においては、出席委員、又は委員長を置く場合には委員長の署名もしくは押印がされていることが適当である。 →資料7 議事録例

また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に10年間保存しておくことが適当である。

⑤評議員選任・解任委員会の委員は法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。この場合、特定の理事が委員を選任するとした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。

⑥理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

※理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効とされている（法第31条第5項）。

⑦評議員選任・解任委員会への理事の出席について

- ・理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効（法第31条第5項）とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。
- ・他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。

⑧評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）がなることは可能である。

⑨評議員選任・解任委員会において、監事・事務員を委員にしないことは可能であるが、少なくとも1名は、中立的な立場にある外部委員とすることが適当である。

⑩理事もしくは評議員が評議員選任・解任委員に選任されることについて。

- ・理事は、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第31条第5項の趣旨を踏まえ、認められない。
- ・評議員は、自分を選任・解任することになるため適当ではない。

なお、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員に選任することは差し支えない。

⑪評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当である。

⑫評議員選任・解任委員会での評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は理事が行うことになると考えられるが、恣意的な選任・解任を防止する観点から理事会の決定を必要とすることが適当である。

⑬評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能であるが、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。

（8）欠員が生じた場合の措置（法第42条）

評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまでのあいだ、評議員としての権利義務を有します。

また、評議員に欠員が生じた場合において、法人の事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人の請求又は職権により、所轄庁が一時評議員の職務を行うべき者を選任することがあります。

(9) 権限

ア 議題の提案権（法第 45 条の 8 第 4 項）

評議員は、評議員会の招集権者である理事に対して、評議員会の日々の 4 週間前（定款で短縮可能）までに、評議員会の目的である事項（以下「議題」といいます。）及び招集の理由を示して、評議員会の開催を請求することができます。

イ 議案の提案権（法第 45 条の 8 第 4 項）

評議員は、評議員会の場合において議題の範囲内で議案を提案することができます。

ウ 評議員会の招集権（法第 45 条の 9 第 4 項）

評議員は、評議員会の招集権者である理事に対して、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができます。また、この請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合などには、評議員は所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができます。

(10) 法人との関係（法第 38 条）

評議員は、法人との委任契約に基づき、法人に対する善良な管理者の注意をもって職務を遂行する義務があります。

また、平成 28 年の法改正において背任行為等に対する刑罰及び法人又は第三者に対する損害賠償責任についても規定されました。これらの詳細は、第 8 節第 2 項及び第 3 項（98 頁以下）をご覧ください。

(11) 選任手続きに関する書類

→資料 8 履歴書例
→資料 9 欠格事由非該当の誓約書例
→資料 10 候補者名簿例
→資料 11 就任承諾書例

（国 F A Q 要約）評議員・役員の任期や就任日と、選任決議や就任承諾書との関係

- ・評議員、理事、監事の任期の起算点は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があった日である。
- ・就任承諾書は事前あるいは選任された日に受け取ることが望ましい。
- ・選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることについては、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。
- ・3 月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を 6 月 1 日とする場合のように、評議員会の決議で選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については選任決議の日（3 月）と解すべきである。

第2項 評議員会

(1) 役割

法人運営の基本的ルール・体制を決定（定款変更の決議や役員を選任・解任等）するほか、事後的に法人運営を監督します。

(2) 権限（法第45条の8第2項及び第3項）

評議員会は法令及び定款で定められた事項に限り決議をすることができます。

なお、評議員会の決議を必要とする事項を理事、理事会その他評議員会以外の機関が決定する内容の定款の定めは無効です。

(3) 招集（法第45条の9第1項～第5項）

評議員会は、原則として理事が招集します。毎会計年度の終了後一定の時期に招集する必要がある「定時評議員会」のほか、必要に応じて招集することができます。

また、評議員が、評議員会を招集することもできます（前頁を参照）。

なお、評議員全員の同意があれば、招集通知（下記イ）を省略して評議員会を開催することが可能です。

ア 招集事項の決議（法第45条の9第9項で準用する一般法人法第181条）

下記（ア）～（ウ）の招集事項は、理事会で決議します。

（ア） 評議員会の日時及び場所

（イ） 評議員会の目的である事項（議題）

（ウ） 議題に係る議案（議案が確定していない場合はその旨）

※招集通知を省略する場合でも、これらの事項は理事会において決議しなくてはなりません。

※評議員会の決議を省略する（みなし決議）場合、（ア）については、みなし決議とする旨を決議することになります。

イ 招集通知の発出（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条）

招集事項を理事会の決議により定めた後、招集事項を記載した招集通知を評議員会の1週間前（中7日間。定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出します。

（通知を電子メールなどの電磁的方法によって発出することも可能ですが、その場合には評議員の承諾が必要です。）

なお、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き等に関する法第45条の32第1項の規定との関係から、理事会から最低でも2週間（中14日間）の間隔を確保することが必要となります。次頁の図でご確認ください。

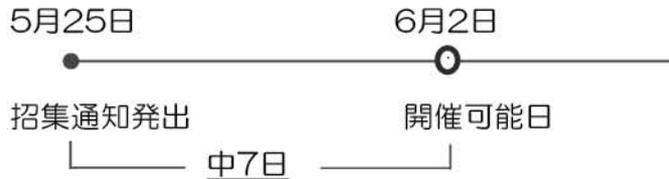
日数計算については、発出日と開催日を含みません。 ※理事会も同様です。

→資料12 招集通知書例

招集通知の発出に係る日数計算について ※評議員会、理事会共通

民法第140条（初日不算入の原則）、同第141条（期間の満了）及び第143条（暦による期間の計算）に基づき、招集通知の発出日や計算関係書類の備置き開始日と、評議員会・理事会の開催日を除いた日数で計算します。

（例1）理事会の場合



（例2）定時評議員会の場合



※法第45条の32第1項

テレビ会議等により評議員会、理事会を開催することは可能か

評議員会、理事会の実施方法について、会議室の会議形態のみではなく、テレビ会議等により開催することも可能です。なお、テレビ会議等を利用した場合は、利用した会議参加者とその方法を議事録に記載しておく必要があります。

※「テレビ会議等」とは、各参加者の音声即時に他の参加者に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はありません。

（「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その4)」(令和3年2月12日付け厚生労働省福祉基盤課事務連絡)1(2)及び2(1)）

（国FAQ要約）共同評議員会の開催は可能か

- ・評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることとなるが、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。
- ・その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要である。

ウ 招集通知の省略（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 183 条）

評議員の全員の同意があれば、招集通知を省略して、評議員会を開催することができます。なお、招集通知を省略する場合でも、評議員会の日時等に関する理事会の決議を省略することはできません。

→資料13 招集通知省略の同意書例

留意事項

招集通知の省略に対する評議員の同意の取得方法や、その記録の保存方法について、法令上の制限はありません。しかし、法人において、

- ① 同意の文書を徴することとする
- ② 議事録に同意があつた旨を記載する

などの方法をあらかじめ定めることにより、書面等により何らかの記録を保存することが望ましいと考えられます。特に欠席の評議員からは、文書による同意を得ておくほうが望ましいです。

エ 招集に関する記録の保存

招集通知の控え、招集通知の省略に対する同意の意思表示の記録等については、法人の重要事項を決議する評議員会の重要性に鑑みて、議事録に併せて保存することが必要となります。

（４）理事等の説明義務（法第 45 条の 10）

評議員会の席上、議題の範囲内において、評議員は特定の事項について理事、監事に対し説明を求めることができます。この場合、理事、監事は、必要な説明をしなければなりません。

ただし、評議員会の議題に関しないものである場合や、正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める場合（※）は、この限りではありません。

※ 説明のために調査を要する場合（相当期間前に質問された場合や調査が著しく容易である場合は除きます。）や、説明することによって法人やその他の者の権利を侵害することとなる場合、また実質的に同一の質問が繰り返された場合などです。

（５）決議

ア 決議することができる範囲（法第 45 条の 9 第 9 項）

評議員会は、理事会で決議された議題以外の事項を決議することができません。

留意事項

議題が「役員を選任する件」であれば、理事提案の「Aを理事に選任する」という議案に対し、「Bを理事に選任する」という議案を提案することができます。

これに対し、議題が「Aを理事に選任する件」とある場合は、「Bを理事に選任する」という議案は、議題の対象外であるため提案することはできません。

イ 決議に必要な人数（法第 45 条の 9 第 6 項及び第 7 項）

（ア）普通決議

評議員会の決議（普通決議）は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、出席者の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）により決議されます。

（イ）特別決議

次に掲げる評議員会の決議（特別決議）については、議決に加わることができる評議員の $2/3$ （これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数をもって決議する必要があります。

- ・ 監事の解任
- ・ 社会福祉法人に対する役員損害賠償責任の一部免除
- ・ 定款の変更
- ・ 解散
- ・ 吸収合併契約、新設合併契約の承認など

特別決議に必要な員数の計算について

議決に加わることができる評議員の $2/3$ 以上による決議が必要であり、出席・欠席は問いません。通常の決議とは異なることに留意してください。

（例）評議員が 7 名の場合

$$7 \text{ 名} \times (2/3) = 4.6 \quad \rightarrow \quad 5 \text{ 名以上の賛成が必要です}$$

評議員の定数・現員が 7 名の場合で評議員会に 6 名が出席、1 名が欠席の場合で当該議案に 4 名が賛成した場合は、5 名に満たないため決議は不成立になります。

ウ 決議の方法

書面又は電子メールなどの電磁的方法による議決権の行使や、代理人または持ち回りによる議決権の行使はできません。

エ 決議の省略と報告の省略（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 194 条及び第 195 条）

理事が議題について提案をした場合において、この提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます。（以下「みなし決議」と言います。）

→資料14 決議省略（みなし決議）及び報告省略の提案通知書例

→資料15 決議省略（みなし決議）及び報告省略の同意書例

定時評議員会の議題のすべてにつきみなし決議があった場合には、その時に当該定時評議員会は終結したものとみなされます。

なお、みなし決議の場合には、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、当該みなし決議の日から 10 年間、主たる事務所に備え置く必要があります。

また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなされます。この同意の意思表示の書面等については、保存に関する定めはありませんが、保存することが望ましいです。

(6) 議事録（法第45条の11）

評議員会の議事については、書面又は電磁的記録により、議事録を作成する必要があります。

ア 議事録の記載内容

評議員会の議事録の記載内容は（ア）～（ウ）のとおりです。

（ア）通常の評議員会の場合（規則第2条の15第3項）

→資料16 議事録例(1)

- ① 開催日時及び場所
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ・ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ・ 会計監査人が、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について意見を述べたとき
 - ・ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ・ 会計監査人を辞任した又は解任された者が、辞任後又は解任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べたとき
 - ・ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ・ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
 - ・ 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき
 - ・ 会計監査人が出席要求に基づき定時評議員会に出席した意見を述べたとき
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- ⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（イ）評議員会のみなし決議の場合（規則第2条の15第4項第1号）

→資料17 議事録例(2)

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名

- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(ウ) 評議員会への報告を省略した場合（規則第2条の15第4項第2号）

→議事録例は資料17で兼ねる

- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

イ 議事録への署名又は記名押印

評議員会の議事録は、理事会の議事録とは異なり、法による議事録への署名等を求めています。国のFAQでは、議事録の改ざん防止等のために議事録作成者や、評議員会の席上定めた署名人が署名又は記名押印等の措置を行うことが望ましいとされています。

ウ 議事録の備置き・閲覧等の請求（法第45条の11）

評議員会の議事録を、主たる事務所には評議員会の日から10年間、従たる事務所にはその写しを評議員会の日から5年間それぞれ備え置かなければなりません。評議員会の決議を省略した場合で、当該提案について評議員全員が同意の意思を表した書面又は電磁的記録も同様です（61頁参照）。

また、評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内であれば、いつでも議事録の閲覧又は謄写の請求ができます。

これらについては、第7節第2項（94頁）も参照してください。

第4節 理事、監事、理事会

第1項 理事

(1) 含まれなければならない者（法第44条第4項）

理事には次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

（国FAQ要約）理事の資格について

- ・施設の管理者を理事とすることについて、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。
- ・「施設」とは、第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労継続支援事業所等が、法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は「施設」と同様に取扱う。

議事録等により、上記①から③の者を含めて選任したことを説明できるようにする必要があります。

(2) 欠格事由（法第44条第1項で準用する法第40条第1項）

評議員に同じ。（51頁参照）

(3) 特殊関係者の制限（法第44条第6項、規則第2条の10）

理事には、理事本人を含め、各理事について、下記のいずれかの親族等、特殊の関係にある者が理事総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。ただし、理事総数の3分の1以内であっても、理事の特殊関係者の上限は当該理事を含めず3人です。

なお、特殊関係者については評議員の項の図解（52頁、54頁）も参照してください。

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族

ウ その他特殊の関係がある者

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者
- ③ 上記①及び②に掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②及び③の配偶者
- ⑤ ①～③に掲げる者の三親等以内の親族であつてこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社

会福祉法人を除く。)の役員(業務を執行する社員を含む。)又は職員(これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)

(4) 員数(法第44条第3項)

6名以上の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されている必要があります。また、評議員数との関係については、54頁をご覧ください。

(5) 任期(法第45条)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款によって、その任期を短縮することができます。

(国FAQ要約) 理事の任期について

- ・理事の任期は定款により短縮できるが、延長はできない。
- ・理事の任期を「2年」とする規定を設けることは適当ではない。
- ・理事及び監事の任期の起算点はいずれも「選任時」(選任決議をした時)となる。
- ・ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為(選任決議)と被選任者の就任承諾とが必要となる(同法第38条参照)が、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせることはできない(再掲)。

※下記の場合、いずれも任期の起算点は選任決議(3月25日)の日からになる。

例1: 会計年度末が3月の法人で、3月25日に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされた場合。

例2: 上記法人が、3月25日に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日として、選任決議の効力発生時期を遅らせる決議をした場合。 など

(6) 選任及び解任(法第43条第1項、第45条の4第1項)

ア 選任

理事は、評議員会の決議によって選任されます。

※補欠の理事の選任(規則第2条の9第2項)

補欠の理事として選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定する必要があります。

- ・候補者が補欠の理事である旨
- ・候補者を1名又は2名以上の特定の理事の補欠として選任するときは、その旨及びその特定の理事の氏名
- ・同一の理事(2名以上の理事の補欠として選任した場合にあっては、その2名以上の理事)につき2名以上の補欠の理事を選任するときは、その補欠の理事相互間の優先順位
- ・補欠の理事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続き

(国FAQ要約) 関係行政庁の職員について

- ・関係行政庁の職員を役員に選任することは適当でない。
- ・社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員を選任することは可能であるが、当該社会福祉協議会の役員総数の1/5を超えてはならない。

イ 解任

理事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。

- ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(国FAQ要約) 解任権の行使について

理事等の解任は現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されるが、このような場合に該当せず、不当な動機、又は議題が法人の利益に適合せず決議が成立する見込みのないことが客観的に明らかにもかかわらず、評議員会を招集しようとする場合には、当該評議員の申立ては権限濫用とされる。

(7) 欠員が生じた場合の措置(法第45条の6第1項及び第2項、第45条の7)

役員(理事及び監事)に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでの間、役員としての権利義務を有します。

また、役員に欠員が生じた場合において、法人の事務が遅滞することにより、損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁が利害関係人の請求又は職権により、一時的に理事の職務を行うべき者を選任することがあります。

なお、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません。

(8) 職務及び権限(法第45条の16、法第45条の17ほか)

ア 理事長

(ア) 選定(法第45条の13第3項)

理事会において理事の中から1人選定しなければなりません。

また、理事会の決議で解職されますが、解職理由は理事の解任理由に準じます。

任期满了に伴う新理事長の選定について

定時評議員会終結後、速やかに新役員による理事会を開催し、新理事長を選定する必要があります。新理事長が選定されるまでは、原則として旧理事長が引き続きその職務を行うこととなりますが、理事会招集通知を省略する等により速やかに理事会を開催し、法人代表者が実質的に空白になる期間が生じることを無きよう努めて下さい。

(国FAQ要約) 退任した理事長の権利義務

理事長が任期の満了または辞任により退任した場合、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長の権利義務を有する。

(イ) 職務（法第 45 条の 16 第 3 項、法第 45 条の 14 第 9 項）

理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務を執行します。なお、理事長に委任される業務の範囲は、理事会の決議で明確に定めなければなりません（定款例第 24 条、ガイドライン 29 頁）。

また、自己の職務の執行の状況を 3 か月に 1 回以上、理事会に報告しなければなりません。（定款によって、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上報告する旨を定めることが可能です。）この定期の報告は、実際に開催された理事会（決議の省略、いわゆる「みなし決議」によらない理事会）において行われなければなりません。

理事長の職務執行状況報告の例

- ・ 事業報告（四半期・半期）
- ・ 理事長が専決した取引の内容とその結果
- ・ 事業運営上生じた重要事項
- ・ 重要な決議事項の経過
- ・ 法人・施設指導監査における指摘事項
- ・ その他理事会から報告を求められた事項等

(ウ) 権限（法第 45 条の 17 第 1 項ほか）

理事長は法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。

平成 28 年の法改正により法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、その他の理事による代表権の行使は認められなくなりました。定款等において、理事長の職務代理人（特別代理人）を置き、代表権を行使する旨の定めは無効です。旧法時代に法人と理事長が取引するような場合、法人側代表者として理事長の代理を立てて契約を取り交わす慣行が広く見られました。このような取引は下記のように行います。

（国 F A Q 要約）理事長の代理は認められない

- ・ 利益相反行為（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けることにより可能とされている。
※ 例えば、理事長が代表者を務めている業者を取引先とする契約などです。
- ・ 事故等により理事長が欠けた場合は、理事会を開催して新たな理事長を選定することになる。

イ 業務執行理事（任意）

(ア) 選定（法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号）

理事長以外にも法人の業務を執行する理事を理事会で選定することができます。

(イ) 職務（法第 45 条の 16 第 3 項、法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般法人法第 98 条 2 項）

業務執行理事は、法人の内部的な業務を分担執行します。この分担執行の範囲は、理事会の決議で明確に定めなければなりません（定款例第 17 条第 2 項、ガイドライン 29 頁）。

また、理事長と同様に、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。

せん。報告の頻度、及びいわゆる「みなし決議」によらない理事会に限るという点に関しても理事長と同様です。

(ウ) 権限

業務執行理事に代表権はなく、対外的な業務を執行する権限はありません。

(国FAQ要約) 業務執行理事は必要か

- ・業務執行理事は必置ではない。法人の任意による。
- ・職員が理事になる場合、日頃の業務執行は職員の立場で行っているものであり、業務執行理事としなくてよい。
- ・株式会社のような執行役員制度を設け、理事会において、特定の業務執行を理事以外の者に委譲することを決定すれば、業務執行の責任者とすることは可能であるが、対外的な代表権は有さない。

たとえ「副理事長」などの名称で設置しても、対外的な業務執行権がないことは同様です。法人の実情を踏まえ、業務執行理事が必要かどうかは慎重に判断することが必要です。業務執行理事を設置した場合は、(イ)で述べたように理事会の決議で、その分担執行する範囲を明確に定めなければなりません。

ウ 理事（理事長、業務執行理事を含む。法第45条の13第2項）

法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければなりません。理事会における議決権の行使を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担います。

また、評議員会における質問に対しては、説明義務があります。詳細は60頁を参照してください（法第45条の10）。

(10) 法人との関係（法第38条）

評議員と同様に、善良な管理者の注意をもって職務を遂行する義務があり、また、評議員と同様に刑罰及び損害賠償責任について法の規定があります。これらの詳細は、第8節第2項及び第3項（98頁以下）をご覧ください。

(11) 選任手続きに関する書類

→資料18 履歴書例
→資料19 欠格事由非該当の誓約書例
→資料22 役員候補者名簿例
→資料23 就任承諾書例（理事）
→資料24 就任承諾書例（理事長）

※ 就任承諾書を受け取る時期等については、評議員の項（57頁）の国FAQを参照してください。

第2項 監事

(1) 含まれなければならない者（法第44条第5項）

監事には、以下の者が含まれなければなりません。

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者

※ ①②の者が含まれていることに関する説明責任は、理事と同様です（64頁参照）。

（国FAQ要約）「財務管理に識見を有する者」とは

- ・ 公認会計士や税理士の資格を有する者
- ・ 社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等が考えられる。

（国FAQ要約）当該法人の顧問の弁護士、公認会計士、税理士の監事の就任

- ・ 法人より委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う者を選任することは適当ではない。（法人の計算書類等を作成した者が同時に当該法人の計算書類等を監査することになり、自己点検に当たるため。）
- ・ 法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合は監事に選任できる。

(2) 欠格事由（法第44条第1項で準用する法第40条第1項）

評議員に同じ。（51頁参照）

(3) 兼職禁止（法第44条第2項）

監事は、当該社会福祉法人の評議員、理事又は職員を兼ねることはできません。

(4) 特殊関係者の制限（法第44条第7項、規則第2条の11）

監事には、各役員について、次のいずれかの親族等特殊の関係にある者が含まれてはいけません。

なお、特殊関係者については評議員の項の図解（52頁、54頁）も参照してください。

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族

ウ その他特殊の関係がある者

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①及び②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②及び③の配偶者
- ⑤ ①～③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 略
- ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数

の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)

⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員

⑨ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人においてその職員（国及び地方公共団体の議会の議員を除く。）（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

(5) 員数（法第44条第3項）

2人以上必要です。

(6) 任期（法第45条）

理事に同じ。

(7) 選任及び解任（法第43条第1項及び第3項、第45条の4第1項）

ア 選任

監事は評議員会の決議によって選任されますが、理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、現在の監事の過半数の同意を得なければなりません。

現任監事の同意

- ・改選で、たとえ同一人が再任される場合であっても、この同意は必要です。現に在任している監事の過半数の同意です。（監事数が3人以下であれば全員の同意が必要となります。）
- ・監事の過半数の同意を得ていることを証するものとしては、同意書の徴取や、監事が出席した理事会議事録への当該同意の旨の記載及び監事の署名等が考えられます。

→資料21 選任同意書例

※補欠の監事の選任（規則第2条の9第2項）

補欠の監事として選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定する必要があります。

- ・候補者が補欠の監事である旨
- ・候補者を1名又は2名以上の特定の監事の補欠として選任するときは、その旨及びその特定の監事の氏名
- ・同一の監事（2名以上の監事の補欠として選任した場合にあっては、その2名以上の監事）につき2名以上の補欠の監事を選任するときは、その補欠の監事相互間の優先順位
- ・補欠の監事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続き

イ 解任

監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。

- ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

- ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(8) 欠員が生じた場合の措置（法第45条の6第1項及び第2項、第45条の7）

監事に欠員が生じた場合における退任監事の権利義務や、一時的に監事の職務を行うべき者の所轄庁による選任について、また、定款で定めた監事の員数の3分の1を超える者が欠けたときの補充については、理事の項と同様です（66頁参照）。

(9) 職務（法第45条の18、第45条の28、規則第2条の40）

監事は、理事の職務執行を監査します。また、監事は決算に際し、計算書類、事業報告（これらの附属明細書を含む）及び財産目録の監査を行い、次のとおり監査報告を作成します。

→資料33 監査報告書例

<監査報告の内容と手続き>

ア 計算関係書類・財産目録の監査（規則第2条の27及び第2条の40第2項）

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければなりません。

- ・監事の監査の方法及びその内容
- ・計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ・監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な偶発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）
- ・監査報告の作成日

イ 事業報告等の監査（規則第2条の36）

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければなりません。

- ・監査の方法及びその内容
- ・事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い、当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ・当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ・監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由
- ・監査報告の作成日

なお、監査報告は、次に掲げるいずれか遅い日までに作成して、特定理事（監査報告

を受ける理事を定めている場合にはその理事、定めていない場合には監査を受けるべき計算書類の作成に関する職務を行った理事) に対して通知する必要があります(規則第2条の28第1項、第2条の37)。

- ・ 計算書類の全部を監事が受領した日から4週間を経過した日
- ・ 計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を監事が受領した日から1週間を経過した日
- ・ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

(10) 権限

ア 報告徴収及び調査(法第45条の18第2項)

監事は、いつでも理事及び法人の職員に対して事業の報告を求め、また、法人の業務及び財産の状況を調査することができます。

イ 理事会招集の請求(法第45条の18第3項で準用する一般法人法第101条第2項)

監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対して理事会の招集を請求することができます。

また、この請求を行った日から5日以内に、当該請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、この請求をした監事は、理事会を招集することができます。

(11) 義務

監事は、理事会または評議員会に対して次の義務を負います。

ア 理事会への報告義務(法第45条の18第3項で準用する一般法人法第100条)

監事は、次のいずれかに該当するときは、その旨を理事会に報告しなければなりません。

- ・ 理事が不正の行為をしたとき
- ・ 理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき
- ・ 法令・定款に違反する事実があるとき
- ・ 著しく不当な事実があるとき

イ 理事会への出席義務(法第45条の18第3項で準用する一般法人法第101条第1項)

監事は、理事会に出席し、必要があると認める場合ときは、意見を述べなければなりません。

監事が欠席した場合の理事会

監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられていますが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなります。

なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反

として損害賠償責任を負うことがあります。

ウ 評議員会に対する報告義務、説明義務（法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 102 条第 1 項）

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければなりません。

また、評議員会における質問に対しては、理事同様、説明義務があります。詳細は 60 頁を参照してください（法第 45 条の 10）。

(12) 法人との関係（法第 38 条）

評議員、理事と同様に、善良な管理者の注意をもって職務を遂行する義務があり、また、同様に刑罰及び損害賠償責任について法の規定があります。これらの詳細は、第 8 節第 2 項及び第 3 項（98 頁以下）をご覧ください。

(13) 選任手続きに関する書類

→資料18 履歴書例
→資料20 欠格事由非該当の誓約書例
→資料22 役員候補者名簿例
→資料23 就任承諾書例

※ 就任承諾書を受け取る時期等については、評議員の項（57 頁）の国 F A Q を参照してください。

第3項 理事会

(1) 役割

理事会は、法人の運営を行う機関としての役割を有します。

(2) 権限（法第45条の13第2項及び第4項）

理事会は、次に掲げる職務を行います。

- ① 社会福祉法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長の選定及び解職

ただし、理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできません。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 内部管理体制の整備
- ⑥ 理事等の責任の免除（100頁を参照）

(3) 招集（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条）

理事会は、各理事又は定款等において招集権者として定められた特定の理事が招集します。

招集権者が定められている場合で、それ以外の理事についても、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができます。この請求のあった日から5日以内に、当該請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、請求をした理事が理事会を招集することができます。

ア 招集通知の方法

通知の方法については、評議員会が書面で行うことになっているのに対し、理事会に関しては書面や口頭その他の方法で行って差し支えなく、議題を通知することも必須ではありません。あらかじめ通知の方法を定款細則等で定めておくことが望ましいです。

イ 招集通知の発出

理事会を招集する者は、原則として開催日の1週間前（定款で短縮が可）までに、全ての理事及び監事に通知を発出しなければなりません。

※ 1週間前とは、発出日と開催日を含まない「中7日」です。詳しくは59頁をご覧ください。

→資料25 招集通知書例

ウ 招集通知の省略について（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条第2項）

理事及び監事の全員（欠席の理事・監事も含めて全員）の同意があれば、招集通知を省略して理事会を開催することができます。

招集通知省略の際の留意事項

- ① 招集通知の省略に対する理事・監事の同意の取得方法や、その記録の保存方法について、法令上の制限はありません。しかし、法人において、同意の文書を徴取、又は議事録に同意があった旨を記載する等の方法をあらかじめ定めることにより、書面等により何らかの記録を保存することが望ましいです。特に欠席の理事・監事からは、文書による同意を得ておくことが望ましいです。
- ② 新役員による理事長選定を行う理事会は、定時評議員会終結後速やかに行う必要があります。そのため当該理事会は、定時評議員会と同日に、理事会の招集通知を省略して開催することが想定されます。

→資料26 招集通知省略の同意書例

エ 招集に関する記録の保存

招集通知の控えや、招集通知の省略に対する同意の意思表示の記録等については、法人の業務を決定する理事会の重要性に鑑みて、議事録に併せて同様に保存をすることが望ましいです。

(4) 決議及び報告

ア 決議に必要な人数（法第45条の14第4項、第5項及び第8項）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって決議することができます。議事に特別の利害関係を有している理事は、議決に加わることはできません。

イ 決議の方法

書面又は電子メールなどの電磁的方法による議決の行使や、代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められません。

理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意義務が課せられており（法第38条、民法第644条）、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるからです。なお、テレビ会議等の方法について評議員会と同様ですので、59頁を参照してください。

また、理事会の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定されます（法第45条の14第8項）。

ウ 決議の省略（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条）

定款の定めるところにより、理事の提案について、あらかじめ、この提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされます。（以下、みなし決議といいます。）ただし、監事が一人でも異議を述べたときは、みなし決議は成立しません。そのため、監事からは異議を述べない旨の確認書を徴取することが望ましいです。

また、みなし決議を行うためには、評議員会の場合とは異なり、必ずその制度を定款に

定めておく必要があります（定款例第 26 条第 2 項参照）。

→資料27 決議省略（みなし決議）の提案通知書及び報告省略の通知書例

→資料28 決議省略（みなし決議）の同意書例（理事）

→資料29 決議省略（みなし決議）の確認書例（監事）

みなし決議の場合には、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、当該みなし決議の日から 10 年間、主たる事務所に備え置く必要があります。（法第 45 条の 15 第 1 項）

エ 報告とその省略（法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般法人法第 98 条）

理事会が理事長等を含む理事に対する監督機能適切に果たすためには、理事は委任された職務につき適時、適切に理事会に報告をしなければなりません。

ただし、理事会に報告すべき事項を理事、監事、会計監査人の全員に対して通知したときは、当該事項を理事会へ報告する必要がありません。しかし、法第 45 条の 16 第 3 項の規定による業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告については、これを省略することはできません。

（5）議事録

理事会の議事については、書面又は電磁的記録により議事録を作成する必要があります。

ア 議事録の記載内容

理事会の議事録の記載内容は（ア）～（ウ）のとおりです。

（ア）通常の理事会の場合（規則第 2 条の 17 第 3 項）

→資料 30 議事録例（1）

→資料 31 議事録例（2）（理事長選定理事会）

① 開催日時及び場所

（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

（ただし、理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、記載不要）

- ・理事の請求を受けて招集されたもの
- ・理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
- ・監事の請求を受けて招集されたもの
- ・監事が招集したもの

③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果

④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- ・競争及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
- ・理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
- ・理事会で述べられた監事の意見

- ⑥ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
- ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- ⑧ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(イ) 理事会の決議を省略した場合(規則第2条の17 第4項第1号) →資料 32 議事録例(3)

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(ウ) 理事会への報告を省略した場合(規則第2条の17 第4項第2号)

→議事録例は資料 32 で兼ねる

※ 法第45条の16 第3項の規定による理事長及び業務執行理事の業務執行状況報告は、省略できません。

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

イ 議事録への記名押印

議事録が書面で作成されている場合、出席した理事(定款で署名又は記名押印しなければならない者を「出席した理事長」と定めた場合は、当該出席した理事長)及び監事はこれに署名又は記名押印する必要があります。

また、議事録が電磁記録で作成されている場合には、電子署名により記名押印しなければなりません。

ウ 議事録の備置き・閲覧等の請求(法第45条の15)

理事会の議事録は、評議員会と同様、主たる事務所には理事会の日から10年間備え置かなければなりません。理事会の決議を省略した場合で、当該提案について理事全員が同意の意思を表した書面又は電磁的記録も同様です(76頁参照)。

また、評議員は、社会福祉法人の業務時間内であれば、いつでも議事録の閲覧又は謄写の請求ができます。

債権者は、理事又は監事の責任を迫及するために必要があるときは、裁判所の許可を得たうえで議事録の閲覧又は謄写の請求ができます。

これらについては、第7節第2項(94頁)も参照してください。